

真庭市立木山小学校 いじめ問題対策基本方針		令和7年度
いじめに関する現状と課題		
学年の枠を越えて仲良く過ごすことが多いが、時折日常生活の中でトラブルの原因となる言動が見られ、その都度担任等の指導により解決を図っている。未然防止の取組をより強く推進するためには、全職員が情報交換を通して児童の様子を見守ると共に、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。		
いじめ問題への対策の基本的な考え方		
・全職員がいじめは許さないとの姿勢で児童の指導にあたっていく。そのために、事案発生場合にはいじめ対策委員会での情報を共有していく。 ・いじめの未然防止のために、学級の中や学校行事を通して個々の児童が活躍できる機会や互いのよさを認め合う機会を設け、自己有用感や達成感をもたせる。 ・いじめの早期発見のために、アンケートを実施すると同時に、気になる児童には個別の面談をする。 <重点となる取組> ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深めるために、教職員研修を年に1回以上実施する。 ・全学年の児童に対して情報モラルに関する指導を年に1回以上実施する。 ・人権週間中に、各学年の発達段階に応じていじめに関する取組をする。		
保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> ・学校のいじめ問題への取組(未然防止、早期発見、解消)について保護者の理解を得るために、PTA総会や地区別懇談会等を利用すると共に、いじめ問題についての意見交換や協議の場とする。 ・学校運営協議会や明日の木山学区をつくる会等の協力を得て、地域の方々との懇談の機会をもち、児童の見守りや早期発見のための情報提供を得る。 ・インターネット上のいじめ問題やスマートフォン等の正しい使い方についての啓発のために保護者対象の研修会を実施する。 ・家庭において、人との関わり、生活習慣、規範意識等に配慮した子育てを行うよう啓発する。	いじめ対策委員会 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正 ・相談窓口 ・情報収集 ・発生事案への対応 <対策委員会の開催時期> ・年2回(6月・11月)に加え、必要に応じて随時開催 <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・直後の職員会議で全職員に周知。緊急の場合は臨時招集会議開催。 <構成メンバー> ・校外 PTA会長、民生児童委員、スクールカウンセラー等 ・校内 校長、教頭、生徒指導、担任(必要に応じて)、養護教諭等 全 教 職 員	<連携機関名> ・教育委員会、市子育て支援課、児童相談所 <連携の内容> ・情報の共有、保護者支援のための専門スタッフの派遣 <学校側の窓口> ・教頭 <連携機関名> ・真庭警察署 <連携の内容> ・非行防止教室の実施、連絡会議の開催 <学校側の窓口> ・生徒指導担当
学 校 が 実 施 す る 取 組		
① いじめの防止	・児童の訴える力の育成や見て見ぬふりをせず互いに支え合う風土を培う。 ・互いを思いやり、生命を大切にする態度、自他の人権を尊重する意識を育成するために、題材や資料等の内容を実態に合わせて工夫しながら道徳教育や人権教育の充実に努める。 ・様々な学校行事や地域ボランティアとの交流活動、縦割り班活動等を通して、社会や周りの人々とのつながりが実感できるような体験を取り入れる。 ・いじめについて考える週間の取組として、児童朝礼での校長講話や図書委員会による関連図書の紹介をする。また、人権週間に合わせて児童会主催の集会を開催し、標語やポスターでいじめ防止を呼びかけたり、周りの友達の温かさに気づいたりする機会をもつ。 ・教科や特別な教科道徳、総合的な学習の時間に、情報社会の中で生きていくために必要な知識・技術やモラル指導を計画的に実施する。 ・教職員の指導力向上のために、いじめ問題実践事例集等を活用した研修、またSNS等の利便性と危険性、トラブルへの対処法について学習をする。	
② 早期発見	・児童が示す変化やサインを見逃さないようにアンテナを高く保ち、ささいな気づきも互いに伝え合い情報を共有する。 ・毎月の職員会議で学級の様子や気になる児童について話することで共通理解し、全職員が目で見守りを行う。 ・6月と11月にはアンケートを実施し、児童の実態把握に努め、個別の面談をして相談にのる。希望があれば担任以外の職員でも相談できるようにする。 ・毎月1回の教育相談日やスクールカウンセラーの利用を保護者に呼びかけ、家庭と学校が子どもの様子を共有しながら対応ができるように努める。	
③ いじめへの対処	・けんかや悪ふざけなどの行為を目にしたときは、その場で指導を行い、担任等へ伝える。(その後、生徒指導担当に報告し記録と共有を行う。) ・いじめの疑いがある行為が発生した場合は、担任一人が抱え込まず、その情報を教職員が共有する。そして、いじめ対策委員会が中心となって速やかに支援体制を組み、対応の組織化を図る。 ・いじめられた児童から、事実関係を確かめ、その児童が安心して学習、その他の活動ができるよう環境の確保を図る。また、保護者に対しては、家庭訪問等で確実な情報を迅速に伝え、今後の対応について情報を共有する。(スクールカウンセラーの利用) ・いじめた児童に、事実関係を確かめた上で、自らの行為を反省し健全な人間関係が築いていけるよう指導をする。 ・いじめを見ていたり気づいていたりした児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを伝え、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。	